

岐阜県公報

令和八年二月三日

(火曜日)

目 次

告 示

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

保安林の解除をしようとする旨の通知

建築基準法に基づく道路の位置指定

公 示

県営土地改良事業計画の変更

(地域福祉課) 三九
(森林保全課) 四〇
(建築指導課) 四〇
(農地整備課) 四一

岐阜県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月三日

岐阜県知事 江崎 槟英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地 指 定 年 月 日

有限会社工スエー

瑞浪市金戸町五〇三五番地一六

ささゆり薬局大烟店

多治見市大烟町大洞一 令和七・三・一

同

同

同

同

有限会社工スエー

瑞浪市金戸町五〇三五番地一六

ささゆり薬局泉店

土岐市泉仲森町一丁目 令和八・一・一

同

同

同

同

同

同

同

同

岐阜県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和八年二月三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和八年二月三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 解除予定保安林の所在場所

土岐市鶴里町柿野字浜井場一七九七の一（次の図に示す部分に限る。）

一 解除予定保安林の所在場所

大野郡白川村大字椿原字下沢下一〇四の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び土岐市役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十号

岐阜県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和八年二月三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜・西濃建築事務所長

揖斐郡池田町下東野字宮東四六番

六〇〇

四・三〇

一一岐阜県指
二二号の第一
岐西建築指
令年指
月定

位 置

幅
メート
ル員延
メート
長中濃建築事務所長
四濃加茂市新池町一丁目一一〇番

六〇〇

五・八三

五中岐
阜県指
令年指
月定

位 置

幅
メート
ル員延
メート
長関市東仙房三四番一四
美濃加茂市新池町一丁目一一〇番

六〇〇

五・七七

五中岐
阜県指
令年指
月定関市東本郷字山王裏五七三番四
美濃加茂市下米田町小山字上井領

六〇〇

五・七七

五中岐
阜県指
令年指
月定東濃建築事務所長
関市下有知字高新田三八五番九

六〇〇

五・七七

五中岐
阜県指
令年指
月定

位 置

幅
メート
ル員延
メート
長一恵那市大井町字太手一三〇八番一
八番五同字一三八六番六及び同番

六〇〇

五・七七

東岐
阜県指
令同
二・六〇号東岐
阜県指
令年指
月定三 縦覧期間
令和八年二月三日から
令和八年二月二十三日まで二 縦覧場所
岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名
事業名 県営農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）

地区名 池田2期地区

岐阜県知事 江 崎 穎 英

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

〇四〇四

公 示

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号。以下「法」といふ。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に對して審査請求をることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月三日

令和八年二月三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社